

令和４年１２月佐川町議会定例会会議録（第４号）

招集年月日 令和４年１２月８日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和４年１２月８日 午前９時宣告

開 議 令和４年１２月８日 午前９時宣告（第７日）

応招議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

不応招議員 な し

出席議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	町 民 課 長	山本 壽史
副 町 長	田村 正和	病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	梶原枝理子	教 育 次 長	廣田 春秋
総 務 課 長	片岡 和子	産業振興課長	下八川久夫
まちづくり推進課長	岡田 秀和	建 設 課 長	藤本 雅徳
税 務 課 長	真辺 美紀	農業委員会事務局長	吉野 広昭

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和4年12月佐川町議会定例会議事日程〔第4号〕

令和4年12月8日 午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第73号 | 令和4年度佐川町一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第2 | 議案第74号 | 令和4年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第3 | 議案第75号 | 令和4年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第4 | 議案第76号 | 令和4年佐川町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第5 | 議案第77号 | 令和4年佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第6 | 議案第78号 | 令和4年度佐川町水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議案第79号 | 令和4年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第8 | 議案第80号 | 佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第81号 | 佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第82号 | 特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第83号 | 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第84号 | 佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第85号 | 佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第86号 | 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

日程第 15	議案第 8 7 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第 16	議案第 8 8 号	佐川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について
日程第 17	発委第 2 号	「議員定数及び議員報酬に関する調査特別委員会」 の設置について
日程第 18	発委第 3 号	子どものために保育士配置基準の引き上げによる 保育士増員を求める意見書
日程第 19	発議第 2 号	「学校部活動の地域移行」に関する意見書
日程第 20		委員会の閉会中の継続審査及び調査について

議長（西森勝仁君）

おはようございます。定刻です。ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第73号、令和4年度佐川町一般会計補正予算（第6号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第73号、令和4年度佐川町一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

賛成全員。

したがって、議案第73号は可決されました。

日程第2、議案第74号、令和4年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から、日程第7、議案第79号、令和4年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第2号）まで一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番（橋元陽一君）

議案第79号、高北病院の特別会計補正予算に関わって質問させていただきたいと思います。

収入、医業外収益として7,631万5千円で、支出が医業費用として4千万円の提起をさせてされております。新型コロナウイルス感染の拡大で高北病院も、発熱外来が増えてきていると。入院受け入れ体制もとってなければならないというような御説明の中でありましたけども、もう少し具体的に、この7,600万の医業外収益と医業外費用4千万について、御説明いただきたいというふうに思います。

病院事業副管理者兼事務局長（宮本福一君）

おはようございます。お答えをさせていただきます。補正予算に計上いたしました収益収入の主なものである、新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染者、感染症患者を、当院に受け入れたことにより、重点医療機関とみなされ、その間、他の患者の受け入れができなくなったことに対して空床分の費用の支援がされるものです。

その間、入院患者数が減少いたしましたので、それに伴い収入の減少がございまして、当該補助金をその補填に充てることとなります。その他、感染症対策に必要な設備や物品購入、処遇改善等にかかる費用に充てることにしております。

県からの補助金収入につきましては、安定的な病院経営に活用をすることとしております。

続きまして、支出の方になりますけれども、材料費の内訳で薬品費につきましては、上半期を見ますと支出のほうの方が6割を超える支出になっております。こちらは診療材料費も同じような形になっておりますので、今、始まってると言われてる第8波の対応につきましても、検査等に必要な医薬品費であるとか、材料費のほうをですね、購入をするための費用として計上させていただいております。

私のほうからは以上でございます。

議長（西森勝仁君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第74号、令和4年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

賛成全員。

したがって、議案第 74 号は可決されました。

議案第 75 号、令和 4 年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 75 号は可決されました。

議案第 76 号、令和 4 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

賛成全員。

したがって、議案第 76 号は可決されました。

議案第 77 号、令和 4 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

賛成全員。

したがって、議案第 77 号は可決されました。

議案第 78 号、令和 4 年度佐川町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

賛成全員。

したがって、議案第 78 号は可決されました。

議案第 79 号、令和 4 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

賛成全員。

したがって、議案第 79 号は可決されました。

日程第 8、議案第 80 号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 16、議案第 88 号、佐川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、以上、9 議案について一括して質疑討論を行います。

質疑はありませんか。

5 番（橋元陽一君）

議案第 85 号の水道事業の設置条例の改正に関わってであります。

ちょっと難しいと思いましたので、少しでもわかりやすい説明をお願いしたいというふうに思います。

訂正いたします。議案 88 号でございます。水道事業の設置条例の改正に伴ってであります。少しわかりやすい説明をいただきたいというふうに思います。

給水人口と、それから給水量についての改正の条例改正でありますけども、現行の給水人口 1 万 3,864 人、そして給水量が 1 日 6,681 立米と、いうふうに設定されておりますけども、これがどういうふうに設定されているのか、概略で構いませんので、説明いただきたいというふうに思います。

建設課長（藤本雅徳君）

おはようございます。条例の改正案のまず現行の条例の計画給水人口と計画 1 日最大給水量を、これをどうやって算出したかということから説明させていただきます。

この計画給水人口と計画 1 日最大給水量でございますが、こちらは平成 28 年、平成 28 年の水道事業の認可変更により定められておるものです。

この平成 28 年の認可変更は、尾川と黒岩、これは簡易水道事業、それと佐川の上水道事業、この 3 つ、28 年当時に事業の認可を受けて事業経営をしておりましたが、この 28 年に尾川と黒岩の簡易水道事業を佐川の上水道事業に事業統合する認可の変更を受けたものです。

そしてこの認可変更時の計画給水人口と計画 1 日最大給水量の算出をどうやってしたかということですが、これは、尾川、黒岩の簡易水道事業の事業認可それから佐川の上水道の事業認可、それぞれ、その給水人口、最大給水量が人数、人口の人数であるとか水量を認可の数字がありますので、そちらを単純にそれぞれ合算して認可変更を受けております。で、合算した値が計画給水人口ですと 1 万 3,864 人。それから計画 1 日最大給水量でしたら 6,733 立方メートルということで認可を受けております。

一方、今回、今回の条例改正案の計画給水人口と計画 1 日最大給水量でございますが、こちらのほうにつきましては、認可変更に際しての手続きといいますか手引き、これ厚生労働省が定めておりますが、水道事業等の認可等の手引き、それからまた計算方法等を定めておる、日本水道協会が定めております水道施設設計指針というものがございます、これに基づきまして、計画給水人口と計画 1 日最大給水量をその計算に従って算出を行っております。

なおですね、その人口であるとか給水量、これを算出しております計算過程の詳細、この詳細につきましては少し煩雑となりますので、算出過程の概略について説明させていただきたいと思います。

まず計画給水人口ですが、こちらは平成 20 年、平成 20 年度から令和 2 年度までの給水区域内の人口の推移、この人口は御承知のとおり減少傾向になっておりますが、減少傾向のこの推移。この推移と相関性がある。これも手引き等があるんですが、推計式がございます。その推計式、この推計式によって、今度は将来、将来といいますか令和 3 年から、令和 12 年までの人口を推計しまして、その期間内、令和 3 年から 12 年の間の期間内で最大となる給水区域内人口をもとに、さらにまたこれがちょっとややこしいですが、設計指針で定めております計算式により算出をして人口を出しております。

あと、計画 1 日最大給水量のほうでございますが、こちらと同じく平成 20 年度から令和 2 年度までの使用水量、使用しておる水量の実績、これに基づきまして、一般家庭等で使用する、1 人 1 日平均使用水量、それと、一般家庭ではなく事業用などで使用されておる使用水量、これはそれぞれ家庭等で使用する水量については、1 人 1 日当たり 258 リットル、また事業用などで使用する水量については、1 日当たり 1,040 立方メートルと見込みまして、先ほどの見込んだ水量をもとに設計指針等で定めております計算をしまして算出をしたものになっております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

複雑な計算式のもとに算出されてて、私が質問したのは、人口が減ったのに使用量が増額してると、給水量が増額してるということだったんで、あれと思って質問させていただきました。

過去 10 年間ぐらいにわたって、またこれから、将来 10 年間にわたって、想定してですね、計画水量がまず算出されてることが理解をいただきました。

まだなかなか難しいことがありますんでまた改めてもう少し詳しくですね、教えていただければと思いますんでまたお伺いしますので、よろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 80 号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

賛成全員。

したがって、議案第 80 号は可決されました。

議案第 81 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

賛成全員。

したがって、議案第 81 号は可決されました。

議案第 82 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

賛成全員。

したがって、議案第 82 号は可決されました。

議案第 83 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

賛成全員。

したがって、議案第 83 号は可決されました。

議案第 84 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

賛成全員。

したがって、議案第 84 号は可決されました。

議案第 85 号、佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

賛成全員。

したがって、議案第 85 号は可決されました。

議案第 86 号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

賛成全員。

したがって議案第 86 号は可決されました。

議案第 87 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

賛成全員。

したがって、議案第 87 号は可決されました。

議案第 88 号、佐川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

賛成全員。

したがって、議案第 88 号は可決されました。

日程第 17、発委第 2 号、議員定数及び議員報酬に関する調査特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長（坂本玲子君）

発委第 2 号、令和 4 年 12 月 8 日、議員定数及び議員報酬に関する調査特別委員会の設置について、このことについて、別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び佐川町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出いたします。

提出者、議会運営委員長、坂本玲子。提案理由、議会には町民の声を十分に町政に反映し、二元代表制のもとで政策立案、議決及び行政に対する監視機能を果たすなどの重要な役割があります。佐川町議会においては、時代にふさわしい議会及び議員の活動の活性化と充実のため、議会改革に取り組んでいるところです。

今回、提案する調査特別委員会は、議会としての本来の役割を果たすための、適正な議員定数と、若い世代が議会に参加できる環境づくりの一つとしての議員報酬について調査研究を行うため設置するものです。

案文を読み、提案とさせていただきます。

(以下、「議員定数及び議員報酬に関する調査特別委員会の設置について(案)」朗読)

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長(西森勝仁君)

休憩します。

休憩 午前9時30分

再開 午前9時32分

議長(西森勝仁君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第2号、議員定数及び議員報酬に関する調査特別委員会の設置について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を願います。

賛成全員。

したがって、本案については、14人の委員で構成する議員定数及び議員報酬に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して調査目的を達成するまで、議会の閉会中はもとより継続して調査することに決定しました。

議員定数及び議員報酬に関する調査特別委員会の委員長、副委員長互選のため、暫時休憩します。

休憩 午前9時33分

再開 午前9時35分

議長(西森勝仁君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

議員定数及び議員報酬に関する調査特別委員会の委員長、副委員長、あ、失礼しました。

議員定数及び議員報酬に関する調査特別委員会の委員長、副委員長互選の結果を報告します。

委員長、下川芳樹君、副委員長、齋藤光君、以上のとおりです。

日程第 18、発委第 3 号、子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

産業厚生常任委員長（下川芳樹君）

発委第 3 号、令和 4 年 12 月 8 日、佐川町議会議長西森勝仁様、提出者、産業厚生常任委員長下川芳樹。

子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書。上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 6 項及び佐川町議会議員規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

意見書案を朗読させていただきます。

（以下、「子どものために、保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書（案）」朗読）

以上です。

議長（西森勝仁君）

以上、説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第 3 号、子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛

成の方の挙手を願います。

賛成全員。

したがって、発委第3号は可決されました。

日程第19、発議第2号、学校部活動の地域移行に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

9番（坂本玲子君）

発議第2号、令和4年12月8日、佐川町議会議長西森勝仁様。提出者佐川町議会議員坂本玲子。賛成者、佐川町議会議員森正彦、佐川町議会議員下川芳樹。

学校部活動の地域移行に関する意見書。上記の議案を別紙のとおり、佐川町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

案文を読み、提案とさせていただきます。

（以下、「学校部活動の地域移行に関する意見書（案）」朗読）

以上でございます。

議長（西森勝仁君）

以上、説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番（岡村統正君）

えーとですね、この2番の「人格の完成」に値する豊かな学校教育を守り、教職員の負担軽減を進めるためにも、部活動を含むすべての業務を勤務時間内に収める。

この勤務時間内に収めるということは5時半までということで、5時までを想定内のことにしているのでしょうか。

9番（坂本玲子君）

勤務時間につきましてはそれぞれの学校で定める時間があると思います。

12番（岡村統正君）

多分今の時間帯では4時半ごろが下校の時間になっていると思いますけれども佐川町の場合、そうですかね。

教育長（濱田陽治君）

はい。下校の時間は大体4時半というような、学校によって異なりますけどそういうところですよ。

ただその勤務時間になるとですね、町内は4時45分で勤務時間終了というのがどこもそうです。以上です。

議長（西森勝仁君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第2号、学校部活動の地域移行に関する意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

賛成多数。

したがって、発議第2号は可決されました。

日程第20、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に提出されましたすべての案件は終了しました。

町長挨拶を願います。

町長（片岡雄司君）

それでは、12月佐川町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。本定例会におきまして、御提案させていただきました議案16件につきまして、適切なる御審議の上、

すべて御承認いただきました。まことにありがとうございました。

私自身就任をさせていただき、1年を経過した12月定例会でございました。これからも、住民目線で生活に密着した政策を大胆かつスピード感を持って取り組んでまいりますので議員の皆様におかれましても、御指導御協力をよろしくお願いをいたします。

また、一般質問におかれましては、6人の議員の皆様から御質問をいただき、これからの佐川町にとって重要な課題について、内容の御質問であり、より一層身の引き締まる思いであります。特に、事業の進捗及び状況報告につきましては、可能な限り遅滞することなく関係者の皆様にしっかりと御説明をさせていただき、事業の推進に努めてまいります。

今後も多くの課題があろうかと思いますが、全職員で力を合わせて、頑張れば絶対に大丈夫ということを心に念じ頑張ってまいります。引き続き、次世代につなぐ一人一人が輝く明るく元気で温かいまちづくりを、全職員と一緒に協力し、推進してまいります。

今後とも、議員の皆様にはご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

今年もいよいよ残り少なくなってまいりました。来年こそは新型コロナウイルス感染症の完全収束を願うばかりでございます。

終わりになりますが、めっきり寒くなってまいりました。議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康に御留意され、引き続き町政発展のために、御尽力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上で閉会の挨拶とさせていただきます。

今年1年本当にお世話になりました。まことにありがとうございました。

そして、今定例会、まことにありがとうございました。どうも。ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

本日の会議は、これもちまして終わります。

これにて令和4年12月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会 午前9時45分